

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年九月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年八月二日奈良県指令桜土第四六一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年九月十一日桜土第六五一九号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字慈恩寺九二四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字赤尾一八〇番地

佃宗次郎